厚木市立学習支援センターの利用に係る団体登録取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの 運用に関する規則(平成16年規則第41号)第3条第1項の規定に基づき、厚木市南 毛利学習支援センター(以下「支援センター」という。)を利用する団体の登録手続 等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

- 第2条 支援センターに登録できる団体は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 学習活動全般を継続的かつ計画的に行うことを目的とし、かつ営利を目的としない団体であること。
 - (2) 5人以上で構成し、市内に在住し、在勤し、又は在学している者が過半数以上を 占めていること。ただし、義務教育就学中の児童及び生徒で構成している場合は、 成人の指導者を有していること。
 - (3) 代表者は16歳以上(当該年度内に16歳になる者を含む。)であること。
 - (4) 厚木市立学習支援センター条例(平成15年条例第38号)第4条第3項各号に該当しないこと。
 - (5) 運営に必要な組織が確立され、会員名簿等を有していること。

(登録申請)

- 第3条 前条に定める団体が登録を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1)公共施設予約システム利用団体登録申請書
 - (2)公共施設予約システム共通団体登録名簿

(登録の取消し)

- 第4条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条に規定する団体としての要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
 - (3) 使用許可の条件に著しく違反したとき。
 - (4) 団体として不適当と認められる行為があったとき。

附則

- この要綱は、平成16年2月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年8月7日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。